

令和4年 第1回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和4年1月11日（火）午前9時30分～		
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第1会議室		
3. 委員総数	12名		
4. 出席した委員（11名）	1番 須田貴志	2番 佐藤直子	3番 須藤孝子
	4番 巴 朋之	5番 齋藤勝義	6番 齋藤文男
	8番 齋藤久江	9番 森 榮一	10番 加藤朋光
	11番 遠藤 豊	12番 小林 豊	
5. 欠席した委員（1名）	7番 佐藤 久美子		
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 議事録署名委員	1番 須田 貴志	2番 佐藤 直	
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則 副主幹班長 小森俊英 主任 館岡里海		
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議		
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【8件】		
報告第2号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【2件】		
議案第1号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【1件】		

議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【 1 件】
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定 について ・・・【 7 0 件】
◆事務局長	ただ今より、令和 4 年第 1 回農業委員会総会を開催します。 (開会 午前 9 時 3 0 分)
	【 会長挨拶 】
◆事務局長	にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、会長が 議長となり議事を進行します。
◇議長	欠席者を報告します。7 番佐藤久美子委員より欠席の報告が ありました。ただ今の出席委員は 1 2 名中 1 1 名です。よって 本日の会議は成立いたします。
◇議長	日程第 1 議事録署名委員の指名 1 番 須田貴志委員 2 番 佐藤直委員の両名をお願いいた します。
◇議長	日程第 2 会議書記の指名 会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
◇議長	日程第 3 会期の決定 会期は本日 1 日限りいたします。
◇議長	日程第 4 諸般の報告 【 詳細に報告 】
◇議長	日程第 5 議案審議 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意 解約）について上程します。
◆事務局長	報告第 1 号－ 1 は、借受人が経営規模を縮小するため合意解 約するものです。なお新たな借受人は決まっておりますが、時 期は未定です。 報告第 1 号－ 2 及び 3 は借受人が同一であり、高齢により経 営規模を縮小するため合意解約するものです。なお新たな借受

人は未定です。

報告第1号－4及び5は、新たに賃借権を設定するため合意解約するものです。なお新たな借受人は決まっておりますが、時期は未定です。

報告第1号－6は、借受人が高齢により経営規模を縮小するため合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第1号－7は、借受人が高齢により経営規模を縮小するため合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第1号－8は、新たに賃借権の設定をするため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第3号－40及び41に上程されています。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第1号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について上程します。

◆事務局長

報告第2号－1及び2は、秋田地方法務局本荘支局から農地の転用事実に関する照会があったものです。

報告第2号－1については、場所はにかほ市温泉保養センターはまなすの北側150mに位置しており、土地の表示が『 』の地目が『畑』であり、面積は984㎡です。佐藤直委員と事務局職員が現地を確認しましたが、背丈の高い雑草等が繁茂し、原野状態でしたので、非農地と判断して回答しています。

報告第2号－2については、場所は象潟地区関集落の東側にある  の向かい側に位置しており、土地の表示が『 』ほか1筆の地目が『畑』であり、面積をあわせて136㎡です。須田貴志委員と事務局職員が現地を調査したところ墓地であると確認しましたが、農地転用許可を受けておらず、違反転用と認められました。

県と協議し、40年くらい前から周辺の墓地と一体的に墓地として活用しているなどの非農地化した経緯、周辺の状況、その他総合的に判断して、農地か非農地かの判断は避け、原状回復命令は発しないうえで、土地の所有者に改めて転用許可申請をさせる旨を回答しています。

◆事務局班長

報告第2号－2について補足説明いたします。本日お手元に

お配りしております参考資料として、各都道府県知事に宛てた「農地法の運用について」の制定の通知をご覧ください。第4条(3)に、農業委員会は、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続きにより行うこととあります。そのイの条項に、対象地が法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないことが示されております。いわゆる違反転用と認められる場合は、農地に該当するか否かの判断は行わないということです。

当該地は共同墓地に隣接した土地であり、約40年前から墓地として使用されたと推測されますが、周囲には笹が生い茂っており、浸食により当時は非農地化していた可能性があるものの、相続人にも当時の状況は不明でした。法務局からの照会の内容には、違反転用があった場合は、県が原状回復命令を行うか否かの回答も求められており、その件について県に確認したところ、原状回復命令は行わないものの、関係者に対し改めて転用許可申請をするよう指導されたものであります。

【 暫時休憩 】

【 議事再開 】

◇議長

報告第2号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はありませんか。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第2号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について上程します。

◆事務局長

議案第1号は、経営移譲年金受給のために親子間で使用貸借権を再設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、どちらも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

◇議長

事務局から説明がありましたが、地元委員から補足説明はありますか。

◆加藤朋光委員 親子間での経営移譲ということですが、こちらの親子は、昨年、由利本荘市西目町に住宅を購入して移り住んでいます。譲渡人が高齢ということもあり、息子さんへ経営移譲しています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第1号について、許可することに決定します。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。

◆事務局長

議案第2号は、譲受人に利便性の高い農地であるため売買して所有権移転するものです。譲受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

◇齋藤文男委員

当該地は、ほ場整備区域内の農地だと思いますが、これから県の方で換地するという段階において、任意で所有権移転できるのですか。

◆事務局班長

当該地は、齋藤文男委員がおっしゃるとおり、ほ場整備区域内の農地です。既に工事は完了していますが、今後県の方で換地処分することになります。

大区画ほ場整備事業の場合、現況が1区画でも、登記上は複数の筆から成り、所有者も複数になることがよくあります。

当案件の場合は、同じ区画内に譲渡人と譲受人、両人の所有で換地される予定であったため、換地前に相応の面積の従前地を売買し、1区画すべてを自己所有農地にするためのものです。

【 ほかに質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第2号については許可することに決定します。

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定計画が合わせて70件あり、賃借権の新規設定が22件、

再設定が 38 件、使用貸借権の新規設定が 3 件、再設定が 5 件のほか、所有権移転が 2 件で、総面積は 484,943 m²です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると考えます。

議案第 3 号－1 から 4 は受人が同一であり、1 から 3 は使用貸借権の新設、4 は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－5 は使用貸借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－6 から 10 は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－11 及び 12 は受人が同一であり、賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－13 は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－14 及び 15 は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－16 から 18 はいずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－19 は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－20 及び 21 はどちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－22 は使用貸借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－23 は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－24 から 26 は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－27 は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－28 及び 29 は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 3 号－30 は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第３号－３１及び３２は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第３号－３３から３６は受人が同一であり、３３から３５は賃借権の再設定、３６は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第３号－３７から４０はいずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第３号－４１及び４２は受人が同一であり、どちらも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第３号－４３及び４４はどちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第３号－４５から５６は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第３号－５７から６０は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第３号－６１から６６は受人が同一であり、６１と６４は使用貸借権の再設定、６２、６３、６５、６６は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第３号－６７及び６８は、どちらも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第３号－６９及び７０は、農業経営基盤強化促進法の規定により農地中間管理機構である秋田県農業公社が行う、農地売買支援事業を活用した所有権移転です。所有者が市外在住のため農地の管理ができず、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、秋田県農業公社へ所有権移転するものです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第３号については、原案どおり承認することに決定します。

これをもって総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午前１０時４分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和4年1月11日

議事録署名委員

総会議長 会 長

委 員 1 番

委 員 2 番
